

会議名	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 火曜日グループ(要旨)		
日時	平成19年9月25日(火) 午後6時30分~8時50分	場所	市役所東館7階 701会議室
出席者	火曜日グループ 4名(麻生、小田、佐々木、米田)		
	職員 1名(武林)		
内容	<p>火曜日グループの会議内容は次のとおりです。</p> <p>市民との意見交換会で出た意見に基づき「中間まとめ」の修正について議論した。</p> <p>1. 地区市民協議会 「中間まとめ」に盛り込む。 当面、名称や地区区分(校区等)は特定せず、既存のラウンドテーブル組織の活動内容を充実させることに注力する。未組織地区はそのままとし、行政から組織化を働きかけない。</p> <p>2. 市民の定義 一般的な定義としては原案どおりで良い。個別案件で市民の範囲を変更する必要性が生じた場合は、その都度定める。</p> <p>3. 市民の責務 「中間まとめに」8頁「(3)市民の役割・責務について」を「(3)市民の役割について」とし、説明文を次のように変更する。 __ 市民は、参画・協働・コミュニティ活動に自主的に関わることを基本とする。 __ 市民は、参画・協働・コミュニティ活動にあたって、市全体の利益を考慮するとともに自らの意見と行動に責任を持つよう努める。</p> <p>4. 議会について 「中間まとめ」には、議会に関する記述を盛り込まない。 盛り込むにしても、「議会は市民と情報の共有をはかり、市とともに市民参画、協働及びコミュニティ活動を推進するよう努める」程度の記載にとどめる。</p>		

5．市民政策提案制度

フローチャートの検討

全体的にこれでよい。提案者 10 名以上、不服申し立て審議機関は設けず、提案者に対し、修正して再提案するようアドバイスに努める。

6．住民投票制度

常設型住民投票制度(住民のみに請求権・発議権を与える制度)でなければ「市民が主体」とはならない。

7．モニタリング機関

「市民参画協働評価委員会」を設ける。

委員総数 18 名、公募による市民委員数 6 名、運用面で市民委員 6 名の中に策定委員を入れるよう努める。市職員をメンバーとする場合は、審議会を別途設ける。

8．行政サービス登録制度、協働事業提案制度

これで良い。詳細は今後の検討事項。